

## (18) 財団法人 鳥取県栽培漁業協会給与等状況報告書

### 1 職員給与費の状況（平成17年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	29,197千円	6,201千円	11,727千円	47,125千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
294,975円	344,746円	43歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年後	備考
一般職	大学卒	年齢、採用前の経験年数、責任の度合、他の職員との均衡を考慮して、理事長が定める。	
	高校卒		

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		大学卒	— 円	— 円	— 円	
一般職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

### 5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当	(支給割合)			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.4月分	職務能率評価制度による	
	12月期	1.6月分	(同上)	
	計	3.0月分		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	(平成17年度実績)			
	区分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額
	6月期	5,577,593円	8人	697,199円
	12月期	6,149,714円	8人	768,714円
	計	11,727,307円	—	1,465,913円
退職手当	財団法人鳥取県栽培漁業協会職員退職手当支給規程により、退職金の支給は 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退 職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納 付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。			
	(平成17年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額
	52,422,464円 ( — )	8人 ( — )	6,552,808円 ( — )	
	(注) 1 括弧内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績 を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した一般 職員に支給された平均額です。			
時間外勤 務手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成17年度	2,965,845円	8人	370,731円
区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	事務局長 給料月額の 16%		
		(平成17年度実績) 該当なし		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族とし て配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者		13,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人		6,000円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (平成17年度実績)	1人につき 5,000円を 加算	
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,422,000円	6人	19,750円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け 月額12,000円を 超える家賃を支 払っている職員 又は自宅に居住 している世帯主 である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給	
		イ 自宅居住者	1,500円（新築・購入の日から5年 を経過するまでの間は2,500円）	
		ウ 単身赴任手当受給 者で配偶者の居住 する借家・借間を 借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出し た額の2分の1に相当する額	
		(平成17年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		924,000円	5人	15,400円
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して 通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券 の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400 円を支給	
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急 行料金等の2分の1の額（1月当 たり2万円を上限とする。ただし、特 別急行列車の場合は上限なし。）	
		(平成17年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		813,600円	8人	8,475円
潜水手当 (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用 して潜水作業に 従事した職員	潜水作業に従事した時間1時間につき、次に掲げる潜水深度 の区分に応じる額		
		・ア 20メートルまでのとき	300円	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
	イ	20メートルを越え、30メートルまでのとき	600円	
	ウ	30メートルを超えるとき	1,200円	
	(平成17年度実績)			
	支給総額		支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	49,910円		5人	832円

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし	円	円	

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
給 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の給料表を使用し職階による号級を支給。</li> <li>満54歳昇級停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県職員の例に準ずる（県の給与カット等にも同調）。</li> <li>県職員より1.5号程度下位</li> </ul>
勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務能率評価制度による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県職員の例に準ずる。</li> </ul>
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人鳥取県栽培漁業協会職員退職手当支給規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県職員の例に準ずる。</li> </ul>

(2) 適用日

平成18年4月1日